



平成 21 年 4 月 24 日

各 位

上場会社名 日 特 建 設 株 式 会 社

代表者名 代表取締役社長 中 森 保

コード番号 1 9 2 9 (東証第 1 部)

問合せ先 執行役員 経営企画室長

阿 部 義 宏

(電話番号) 0 3 - 3 5 4 2 - 9 1 6 4

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 24 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり改正する旨の決定いたしましたのでお知らせいたします。

(追加、変更箇所は下線で示しております)

記

I . 内部統制システムについて

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営理念を実践するために得意分野である基礎工事に経営資源を集中し、社会ニーズである環境・防災技術の開発・改良を進めている。

◆経営理念

「基礎工事における総合技術力と効率的な経営で安全・安心な国土造りに貢献する会社」

◆経営ビジョン

「信頼される技術力に培われた、環境・防災工事を主力とした基礎工事のエキスパート」

また、当社では、社会から信頼と企業価値を高めるために、“内部統制システムの構築”、“コンプライアンス経営の強化”、“リスク管理体制の構築”を、経営の最重要課題として取り組んでおり、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」と言う）を構築することが、経営の責務であるとして取締役会で内部統制システムの基本方針を決議した。

2. 内部統制システム構築に関する基本方針

(1) 取締役、使用人の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

- ①社外取締役を選任し、取締役の職務執行を取締役会で報告させることにより法令および定款適合性を監視する。
- ②コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制の規程を整備する。当社グループの全使用人に法令遵守の「誓約書」を提出させ、啓発活動を行う。
- ③社長は、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置して全使用人に法令、定款及び各種管理制度規則・規程の周知徹底及び遵守を図る。
- ④取締役会の下に、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムを定めると共に、その進捗管理を行う。また、コンプライアンス委員会で協議・決定事項については取締役会へ報告する。
- ⑤独占禁止法及び建設業法並びに労働安全衛生法については、コンプライアンス委員会の下に小委員会を設置し、これら法令に関する教育計画の作成及び営業担当者を対象にした研修を定期的に行う。
- ⑥法令違反や社内不正などの防止および早期発見を目的とした企業倫理ヘルpline制度を設け、コンプライアンスに関する相談・通報・監視の補完を図る。その窓口には、社内のほか外部の弁護士を充てる。また、法令・規則規程違反や社内不正の事実が発生した場合は、賞罰委員会で審議し、その処分を社長が決定する。
- ⑦財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法及び東京証券取引所規則との適合性を確保するため、社長は内部統制推進室を指揮して整備及び運用についての評価をするとともに、必要に応じて業務プロセス及び規程の見直しを関係部署に指示する。また、財務報告に係る内部統制の評価報告書を取締役会に提出し報告する。
- ⑧全使用人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と、取引関係及びその他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- ①管理本部担当取締役は、文書管理統括責任者として取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存する等の管理を行う。
- ②重要な会社情報については、法令、東京証券取引所規則および社内規程等に従い、適時かつ適切に開示する。
- ③情報セキュリティに係る体制については、専門部署を設けて十分な体制を構築する。
- ④取締役および監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社の事業推進に伴う損失の危機（以下「リスク」という）の管理に関して、リスク管理規程に定める。
- ②部署毎に統制すべきリスクを明確化してリスク管理プログラムにより統制活動を行う。
- ③取締役会の下に社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、部署のリスク管理プログラムの進捗管理を行い、取締役会に報告する。
- ④危機管理基本規程に基づき、有事の際の迅速かつ適切な危機管理体制を構築する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は取締役、使用人が共有する経営方針を定め、業務執行取締役はその経営方針に沿った各部署の目標と達成の方法を実行計画に定める。
- ②業務執行状況については、毎月開催する業務執行者会議・経営会議にて確認する。また、取締役会は、業務執行取締役より四半期ごとにその報告を受け、必要に応じ業務執行取締役に改善を促し、業務を遂行する体制を確保する。

（5）当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①関係会社管理規程に基づいて経営企画室が所管部署として、子会社の業務の内部統制を行う。また、当社より取締役を派遣し、子会社取締役の職務執行を監視する。
- ②子会社のコンプライアンス、情報の保存・管理及びリスク管理については、当社の規則規程に基づいた運用を図る。また、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会は、子会社に進捗状況の報告を求め、必要に応じて助言・指導を行う。
- ③経営企画室は、子会社の関連する業務についてその適正及び進捗状況について監視・監督を行い、当社会議等で報告をする。また、重要事項については、子会社で機関決定する前に経営企画室に報告を求め、必要に応じて当社取締役会での承認を求める。
- ④第（1）項第⑥号の企業倫理ヘルplineについては、グループ全体を対象とする。

（6）監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合はこれを配置するものとし、配置に当たっての人事等については、監査役と協議の上決定するものとする。
- ②監査役より監査業務の補助の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役および所属部署長の指揮命令を受けないものとする。

（7）取締役および使用人が監査役に報告するための体制とその他監査役会への報告に関する体制

- ①取締役又は使用人は、監査役会に対し、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項および企業倫理ヘルplineへの通報情報をすみやかに報告する体制を整備する。
- ②報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席する。
- ②監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるところとする。
- ③監査役は、代表取締役、会計監査人、監査部とそれぞれ定期的に意見交換会を設定する。

(9) 取締役会の内部統制における監視体制

- ①内部統制システム全般の有効性についての監視体制として取締役会の下に監査部を置く。
- ②取締役会は、監査部より定期的に内部統制システム全般の有効性の監査結果を求め、必要に応じ業務執行取締役に改善を促し、継続的な体制の維持を確保する。
- ③監査部は、取締役・使用人の職務執行が法令及び規則規程に適合するための体制の有効性について定期的に監査し、その結果を取締役会に報告する。
- ④監査部は、リスク管理体制の有効性を定期的に監査し、その結果を取締役会に報告する。
- ⑤監査部は、財務報告に係る内部統制の有効性を内部統制計画書に基づいて監査し、その結果を取締役会に報告する。
- ⑥監査部は、子会社の内部統制システム全般の有効性を定期的に監査し、その結果を取締役会に報告する。

II.反社会的勢力排除について

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、上記の内部統制構築に関する基本方針(1)⑧を定めているが、かかる考え方を実現するための取組みについて、次の通り、決議した。

1. 当社は、「行動規範」(コンプライアンス基本方針)において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には厳しく対処すると定め、全使用人に周知する。
2. 反社会的勢力からの不当な要求等については、外部の専門機関(顧問弁護士、警察署、特殊暴力防止対策連合会等)と連携し、不当要求等に応じない体制を整えて一層の充実に努める。

以上